

【保存用】

平成30年6月8日

保護者の皆さまへ

京都市立白河総合支援学校
校長 柴垣 登

「特別警報」及び「暴風警報」発令時の登下校の取り扱いについて

間もなく台風シーズンとなります。本校では、台風により京都府南部または、京都・亀岡に「特別警報」及び「暴風警報」が発令された場合には、以下のような措置を行いますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意して下さい。

●「暴風警報」が発校前に発令された場合

1. 「警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機して下さい。
2. 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - (1) 6時30分までに解除された場合………いつもの授業
 - (2) 6時30分から8時の間に解除された場合……10時登校
 - (3) 8時から10時の間に解除された場合………12時登校(昼食・午後の授業)
 - (4) 解除が10時以降になった場合………臨時休校

●「暴風警報」が在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学経路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅するかどうかを決定します。帰宅後は、すぐに学校へ電話を入れて下さい。

(TEL 771-5510 白河総合支援学校)

注 意

1. 「暴風警報（風の警報）」以外の他の警報や注意報の時は、いつも通りの授業になります。
2. 台風接近の時は、テレビやラジオなどの報道に注意して下さい。

※「実習中の場合について」の注意事項、「特別警報」が発令された場合の対応を裏面に載せていますのでご確認ください。

※このお知らせは、家庭で保管していただきますようお願いいたします。

●実習中の場合について

1. 自宅出発までに「暴風警報」が発令されている場合・・・実習は中止
 - ・実習先と学校に「暴風警報が発令されましたので、本日は欠勤させていただきます」と連絡を入れて下さい。
 - ・それ以降に「暴風警報」が解除されても、その日の実習は実施しません。
2. 出勤中や実習中に「暴風警報」が発令された場合・・・実習を中止
 - ・実習先には学校から「暴風警報が発令されましたので、本日は退勤させていただきます」と連絡しますので実習先の指示に従い帰宅して下さい。
 - ・途中で警報が解除された場合も実習は中止で自宅待機です
 - ・保護者の方も学校からの連絡を受けられるようにお願いします。
 - ・帰宅後は、すぐに学校へ電話を入れて下さい。

☆『特別警報』発令時の対応について

「特別警報」発令時の対応については、次のようにいたします。緊急時に備えてご確認ください。

◆『京都南部』または「京都市」に、『特別警報』が発令の場合

【登校前】

- 原則として、「次の登校日」(※)は臨時休業とします。

※「次の登校日」の意味

- ・下校時から午前0時までに発令された場合は「翌日」

(例) 6月11日の下校時から午前0時までに発令された場合

⇒翌日の6月12日は臨時休業

- ・午前0時から登校前までに発令された場合は「当日」

(例) 6月11日の午前0時から登校前までに発令された場合

⇒当日の6月11日は臨時休業

【在校中】

- ① 直ちに臨時休業とします。

- ② 下校の安全が確認できるまで、原則、生徒は学校で待機します。

※ 「特別警報」が発令された場合は、状況に応じた対応について保護者に連絡させていただく場合がありますので、学校からの連絡がつくようお願いします。